

令和3年度 栗崎地区地権者説明会 —会議要旨—

◇日時・場所

第1回 令和4年1月16日(日) 10時～ 北泉公民館 集会室(出席者:27名)

第2回 令和4年1月19日(水) 14時～ 北泉公民館 集会室(出席者:23名)

◇説明内容

概要

- 1 現在、整備の詳細を調整している
- 2 地区内の優先整備事業を「新都心環状線」とする
- 3 雨水対策の実施を検討している
- 4 計画策定は遅れることとなるが、新都心環状線の整備に着手する

◇今後のまちづくりの方針について

栗崎地区は現在、「土地区画整理事業」施行予定区域となっているが、栗崎北部地域については、土地区画整理事業を実施せず、地区計画によるまちづくりを進めることとなった。そこで、土地区画整理事業区域から除外する手続きに必要な「**地域整備計画**」を作成している。(栗崎南部地域については、引き続き土地区画整理事業を検討する。)

この地域整備計画では、最低限の整備水準、望ましい整備水準を満たすほか、地域の要望を反映させたものとする必要があるため、皆さまからの意見を基に整備方針を検討している。

このたび、栗崎地区まちづくり協議会において、まちづくりの方針(案)を作成したので、お知らせする。

◇栗崎地区の課題に対する整備方針(案)

地区内の整備について、次項のとおり要望をいただいている。栗崎地区まちづくり協議会では、4つの部会を結成し、それぞれの要望に対する方針(案)を検討した。

課題項目	要望内容	整備方針(検討中)
①水路	悪臭や雑草が繁茂している水路を、道路又は遊歩道へ改修(H28 自治会)	・水路を改修(道路 or 遊歩道) ・農業用水を廃止 ・污水管を整備(R7)
②幹線道路	抜け道として利用されているため、新都心環状線を整備(H29 ワークショップ)	・暫定整備(※)
③生活道路	行き止まり道路の解消、側溝整備、道路舗装(H29 自治会)	・用地買収による道路の延伸 ・側溝整備、道路舗装工事
④II支会	地区内の道路が狭く、緊急車両の通行が困難(H29 ワークショップ)	・用地買収による道路の新設・拡幅 ・側溝等排水設備の整備

(※) 新都心環状線については、新幹線北側を本整備、新幹線南側を暫定整備とする。

①、③～④の整備については、地域整備計画を策定し、都市計画決定を行うことにより整備を進めることが可能となる。一方、②については、すでに平成 15 年に都市計画決定している内容であることから、現時点で着手することができる。そのため、「新都心環状線(暫定整備)」を優先整備事業とすることとした。

◇雨水対策の検討

令和元年度の地権者説明会において、雨水対策を実施する旨をお伝えしていた。このたび、当初予定していた雨水対策の検討を前倒しすることとなったため、地域整備計画へ反映させたいと考えている。そのため、地域整備計画の策定期間が変更となる。計画策定期間が遅れることとなるが、栗崎地区は令和元年台風19号でも被害を受けていることから、今後、安全・安心なまちづくりを進めるためにも、どうかご理解をいただきたい。

まとめ

- 1 部会で検討した案を基に、関係地権者へ意向を再確認する
- 2 「新都心環状線」を優先整備事業とし、測量を開始する
- 3 調整池の整備等、雨水対策も併せて検討する
- 4 関係地権者の意向や雨水対策を反映させた「地域整備計画」を作成する
- 5 全ての整備完了までには、相当な時間が必要である

5. 質疑応答

【質問例】 ※あらかじめ質問が多かった内容について、事務局より紹介。

Q: 調整池は、本当にこの場所に必要なのか？

A: 現在想定している調整池の位置は、新幹線南側の本庄寄居県道沿いとなっており、これは平成15年当時の「本庄新都心土地地区画整理事業」の計画で想定されていたものであり、確定しているものではない。今後まちづくりを進めるうえで、どのような調整池が必要か、雨水基本設計(R4 下水道課実施予定)の結果により、お伝えすることができるようになるので、お待ちいただきたい。

【参考】本庄新都心土地利用計画図



Q: 新都心環状線は、なぜ本整備しないのか？

A: 新都心環状線は、栗崎北部地域から南部地域へ繋がる道路となっている。平成15年に都市計画決定されている道路であるが、栗崎南部地域をどう活用するか（住宅用地 or 産業用地）によって、道路線形が変更となる可能性があるため、今回は暫定整備とする。なお、この道路については、実情に見合った実現性のある道路にしてほしいという意見もある。今後も慎重に検討を重ねる必要があると認識している。

Q: 全ての整備を同時に進められないのか？

A: 現状、全ての整備を同時に進めることは非常に難しいと考えており、他の2地区（新田原本田地区、東富田久下塚地区）と同様に、複数ある整備項目のうち、順番を決めて整備をすることとなる。栗崎地区では「新都心環状線（暫定整備）」を優先整備事業として、進めていきたいと考えている。

【出席者の皆さまからの質問】

Q: 新都心環状線の整備について、今後の大まかなスケジュールを知りたい。

A: 今年度より路線測量に着手しており、今後「概略設計」、「詳細設計」、「用地買収」へと進む予定である。ただし、JRや警察との協議が必要な箇所であるため、協議の進捗により整備時期が前後することも想定されるので、ご承知いただきたい。

Q: 都市計画決定(土地区画整理事業区域からの除外)変更はいつになるのか。また、栗崎地区の用途は全域が「第1種低層住居専用地域」となっているが、いつ変更になるか。

A: 都市計画決定の変更は、現時点で令和5年度を予定している。そのためにはまず「地域整備計画」を完成させる必要があるため、引き続きご協力いただきたい。なお、用途地域の変更も同時に行われることとなるが、詳細については改めてお知らせする。

Q: 先日、栗崎大橋の改修について耳にする機会があった。調整池予定地と近接しているが、工事を進める際には、相互に影響が出るのではないか。

A: 栗崎大橋の改修は、埼玉県(本庄県土整備事務所)によるものである。どちらもまちづくりの一環となる工事であるため、相互連携を図り、調整を進めていきたいと考えている。

Q: 水路を改修して道路にするとあるが、これで決定ということか。隣接地権者としては、遊歩道を希望していたはずである。

A: 水路改修について、今回は全体の構想としての説明となる。令和3年度栗崎地区地権者説明会 説明資料6ページにもあるとおり、用途を改修(道路又は遊歩道)する場合の幅員については、関係地権者の皆さまの意向を伺ったうえで、決定したいと考えているため、今後もご意見を伺いたい。

6. 開 会